

改正後

現行

(削除)

三鷹市子ども家庭支援ネットワークに関する規則

平成14年3月29日
規則第26号

改正 平成15年6月12日規則第30号 平成16年4月1日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、子どもと子育てに関する関係組織等の相互の連絡及び調整を行うため、三鷹市子ども家庭支援センター条例(平成9年三鷹市条例第6号)第3条第2号に規定するネットワークを設置し、もって関係組織等が連携して子どもと家庭を支援することを目的とする。

(名称等)

第2条 ネットワークの名称は、三鷹市子ども家庭支援ネットワーク(以下「支援ネット」という。)とする。

2 支援ネットは、児童虐待防止区市町村ネットワーク事業実施要綱(平成14年3月29日付け13編子計第1754号)に定める児童虐待防止協議会を兼ねるものとする。
一部改正〔平成15年規則30号〕

(構成)

第3条 支援ネットは、別表に掲げる組織等の代表者及び子育て支援担当者をもって構成する。

一部改正〔平成15年規則30号〕

(運営)

第4条 連絡会の運営は、子ども家庭支援センター長(以下「センター長」という。)が行う。

(会議)

第5条 センター長は、次の会議を開催する。

- (1) 連絡会
- (2) 定例会
- (3) ケース検討会

2 連絡会は、各年度の支援ネットの運営方針を定めるため、支援ネットの構成員により各年度1回開催する。

3 定例会は、ネットワークの運営に関する情報交換を行うため、別表に掲げる組織等の子育て支援担当者により月1回開催する。

4 ケース検討会は、問題を抱える子どもと家庭を支援するため、各事案に関わる組織等の子育て支援担当者により随時開催する。

一部改正〔平成15年規則30号〕

(プライバシーの保護)

第6条 連絡会の構成員は、プライバシーの保護に最大の注意を払わなければならない。

2 市長は、支援ネットに関するプライバシーの保護のため、必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、子ども家庭支援センターが行う。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月12日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第17号)

改正後

(削除)

現行

この規則は、公布の日から施行する。
別表（第3条関係）

子ども家庭支援センター	社会教育会館
健康福祉部子育て支援室	市立小学校、中学校及び幼稚園
市立保育園	東京都杉並児童相談所
児童館	東京都三鷹武蔵野保健所
むらさき子どもひろば	警視庁三鷹警察署
市立母子生活支援施設	母子自立支援員（三鷹市担当）
健康福祉部生活福祉課	民生委員・児童委員及び主任児童委員
健康福祉部健康推進課	社団法人三鷹市医師会
北野ハピネスセンター	三鷹市助産師会
企西部企西経営室	三鷹市内の私立保育園及び保育室
教育委員会事務局教育部指導室	三鷹市内の私立幼稚園
教育委員会事務局教育部生涯学習課	社会福祉法人朝陽学園
教育センター教育相談室	

全部改正〔平成15年規則30号〕、一部改正〔平成16年規則17号〕